

専承第 1 号

東郷町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第 2 号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

東郷町長 石 橋 直 季

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和３８年東郷町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７５条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８０条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第７５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第８１条第２項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第75条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 原動機付自転車のうち、2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものの軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とすること。（第 75 条関係）
- (2) 軽自動車税種別割の減免申請において、個人番号カードに特定免許情報が記録されている場合における提示義務に係る規定を整備すること。（第 81 条関係）
- (3) 長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額について、減額措置の要件に該当すると認められるときにおける申告の方法について規定を整備すること。（附則第 10 条の 3 関係）
- (4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。